

令和4年度SNS及び情報誌を活用した子育て支援情報発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度SNS及び情報誌を活用した子育て支援情報発信事業

2 目的

子育てに対する不安感や負担感を感じる県民が多い中、必要な情報が子育て世帯に届いていない現状がある。そこで、若い子育て世帯の利用率が高いSNSや、県内広域で入手可能な情報誌を活用した情報発信を行うことで、広く県の子育て支援情報の浸透を図り、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりを推進することを目的とする。

3 業務を委託する期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 基本方針

以下に示すように、SNS・情報誌それぞれの媒体の強みを生かした情報発信を行うこと。

①共通の方針

- ・イラストや写真、動画などを活用し、視覚的にわかりやすく、親しみやすい情報発信を行うこと。
- ・宮崎県の子育て支援ポータルサイト「すくすくみやざき」掲載の関連ページへの誘導を行うこと。

②SNS運営の方針

- ・子育て世帯が「定期的にチェックしたくなる」「シェアしたくなる」投稿や運用を行うこと。
- ・イベント情報などリアルタイムの発信が望ましい情報を積極的に発信すること。
- ・ハッシュタグを活用するなど、より多くの人目に留まる工夫をすること。

③情報誌掲載の方針

- ・県内広域で子育て世帯が入手可能な情報誌による情報発信を行うこと。
- ・利用者や職員等の声を盛り込むなど、事業の内容や魅力の細部まで伝わる構成にすること。

(2) 仕様

①共通の仕様

- ・取り扱うテーマについては、行政の子育て支援施策を中心に県と協議の上選定すること。
- ・既にフォロワーや読者を獲得しているSNSや情報誌等を運用・発行している場合は、それを活用することができる。その場合、企画書の中でその活用方法につ

いても提案するとともに、企画提案時点で獲得しているフォロワー数、発行数、配布場所等の情報を明記すること。

- ・作成物については、その媒体に関わらず、掲載前に県の内容確認を受けること。

② SNS 運営の仕様

- ・令和4年8月から令和5年3月まで、毎月2回程度投稿を行うこと。
- ・本事業に係る SNS 投稿へのコメントに対しては、原則返信しないものとする。
- ・投稿時に使用した画像、動画等のデータについては、投稿後1週間以内に県に納品すること。
- ・本事業のために SNS アカウントを新設する場合は、企画書の中でフォロワーの獲得方法やアカウントの認知度向上のための方策についても提案すること。
- ・月ごとのフォロワーの増加数及び各投稿のインプレッション数等を集計し、11月末と実績報告時の計2回、県に報告すること。報告項目は以下のとおりとする。

報告項目
アカウントのフォロワー数、各投稿のいいね数、保存数、シェア（リツイート、リポスト）数、リーチ数、インプレッション数

※いずれも各月末時点の数字とする

※SNS 媒体によって抽出できない項目は報告不要

《参考》想定する投稿スキーム

	対応者	内容	時期
①	県⇄受託者	テーマ選定	投稿日の2週間前を目安に
②	県⇒受託者	投稿イメージの提示	投稿日の2週間前を目安に
③	受託者⇒県	投稿データの提示	投稿日の1週間前を目安に
④	県⇄受託者	修正対応等	
⑤	受託者	投稿	
⑥	受託者⇒県	投稿データの納品	投稿後1週間以内

③ 情報誌掲載の仕様

- ・企画、取材、編集等に係る一切の業務を行うこと。
- ・行政の子育て支援施策を中心に3テーマ程度取り上げること。
- ・上記のほか、子育て世帯が必要とする情報を掲載すること。
- ・1回以上実施すること。
- ・B5サイズで計5ページ相当の記事にすること。

(3) その他の提案

(1)(2)に提示するほか、事業目的遂行のための効果的な独自企画を提案することができる。

5 その他

- ・委託業務実施に伴う著作権の権利は、原則、発注者である宮崎県に帰属するものとし、その作成物について、宮崎県が作成するHPや印刷物等に自由に活用できるものとする。
- ・受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。
- ・委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。